

# 市税条例 改正のお知らせ

問 ①～④税務課市民税係 ☎(95)9878  
⑤⑥税務課管理係 ☎(95)9876

地方税法の改正に伴い、市税条例が次のとおり改正されました。

## 法人市民税

### ①法人税割の税率改正

地域間の税源のかたよりを是正するため、法人住民税の一部を国税の地方法人税としたうえで、全額を地方交付税として分配する措置が講じられたことに伴い、法人市民税法人税割の税率を次のとおり改正しました。

改正後	改正前
令和元年10月1日以後に開始する事業年度の税率	令和元年9月30日以前に開始する事業年度の税率
6.0%	9.7%

※令和元年10月1日以後に開始する最初の事業年度の予定申告額について、法人税割は前事業年度の法人税割額×3.7÷前事業年度の月数（通常は、前事業年度の法人税割額×6÷前事業年度の月数）となります。

## 個人住民税

### ②住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の適用期限の延長

消費税の引き上げによる住宅の駆け込み需要を平準化するため、消費税率10%が適用される住宅を取得し、10月1日～令和2年12月31日に居住の用に供した場合に限り、現行の個人住民税における住宅ローン控除の控除期間が最大で3年延長されます。



③非課税措置の追加

子どもの貧困に対応するため、事実婚状態でないうえで支給される児童扶養手当を受けており、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親については、令和3年度課税分から個人住民税の非課税対象になります。

### ④寄附金税額控除（ふるさと納税）の見直し

過度な返礼品の送付により、総務大臣がふるさと納税の趣旨をゆがめている地方団体として指定した団体への寄附金については、6月1日から寄附金税額控除の特例控除分（ふるさと納税）の対象外となりました。

## 軽自動車税

10月1日から自動車取得税が廃止され、環境性能割が導入されます。燃費性能などに応じて、新車・中古車を問わず、車両の取得時に課税されます。

また、環境性能割の導入により、軽自動車税は種別割に名称が変わります。

### ⑤種別割・グリーン化特例の延長および見直し

現行の適用期限を2年間延長し、4月1日から令和3年3月31日までに取得した三輪以上の新車の軽自動車について、取得の翌年度分のみグリーン化特例（軽課）が適用されます。



また、現行対象としている軽自動車（自家用乗用車）のうち、電気自動車および天然ガス自動車に限り、令和3年4月1日～5年3月31日に取得した場合、取得の翌年度分のみグリーン化特例（軽課）が適用されます。

### ⑥環境性能割の臨時的軽減

消費税率引き上げに伴う対応として、10月1日～令和2年9月30日に取得した軽自動車（自家用乗用車）について、環境性能割の税率が1%分軽減されます。

改正後	改正前
臨時的軽減	標準税率
非課税	非課税
非課税	1%
1%	2%